第千七百二十号 日

平成十八年 十二月七日

北杜市

事業の種類

上教来石地区農業集落排水処理施設建設事業

Ξ 起業地

曜 木

収用の部分 北杜市白州町上教来石字韮原地内

使用の部分 なし

兀 事業を認定した理由

法第二十条第一号要件

二十条第一号の要件に該当する。 その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関するものであることから法第 第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所 上教来石地区農業集落排水処理施設建設事業(以下「本事業」という。)は、 法

2 法第二十条第二号要件

ら、法第二十条第二号に該当する。 おり、本事業を遂行する充分な意思及び能力を有する者であると認められることか 起業者は、関東農政局長から実施採択を受け、特別会計により財政措置を講じて

法第二十条第三号要件

申請事業の施行により得られる公共の利益

展及び公衆衛生の向上のため、汚水処理施設を建設する事業である。 境の整備」の施策を具体化したものであり、地域住民の健康で文化的な生活の発 新市計画で定めた「安全で快適な暮らしづくり」及び促進計画で定めた「生活環 促進計画」(以下「促進計画」という。) に基づき施策を進めている。本事業は、 下「新市計画」という。) 及び平成十七年四月に策定した「北杜市過疎地域自立 年三月には小淵沢町を編入し、現在、合併の際に策定した「新市建設計画」(以 北杜市は、平成十六年十一月に明野村ほか六町村が合併して誕生した市で、

の利益は大きいと認められる。 が整備され、農村生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全が図られると共に 公衆衛生や地域の健全な発展が推進される等、本事業の施行により得られる公共 本事業が完成すると、当該集落におけるし尿及び生活雑排水等を処理する施設

申請事業の施行により失われる利益

因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家はなく、 る影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は 本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起 周辺環境に与え

目 次

告 示

都市計画の変更......ハ七〇 道路の供用開始......ハ....ハ六六 道路の区域変更......ハ....ハ六六 土地収用事業の認定.....ハ六五 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.......

開発行為に関する工事の完了について......ハ七四 平成十八年二級建築士試験の合格者......ハ七三 峡西都市計画の変更案の縦覧......ハ七三 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止.....ハモニハモニ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定.....ハモニハモニ 毒物劇物取扱者試験の実施......ハ七一

監査の結果に基づく措置状況.

示

告

山梨県告示第六百一号

により、次のとおり土地収用事業の認定をした。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。 以下「法」という。)第二十条の規定

平成十八年十二月七日

起業者の名称

Щ

梨 県

公

報

第千七百二十号

平成十八年十二月七日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

軽微であると認められる。

別の措置を講ずる埋蔵文化財は見受けられない。また、北杜市教育委員会によると、本件起業地内には、起業者が保護のため特

「 代替案との比較

最も適当なものとして決定されたものであると認められる。れた三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定さ

四 比較衡量

切であると認められる。れるとともに、三で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認めら、一で述べた得られる公共の利益と二で述べた失われる利益を比較衡量した結

められることから、法第二十条第三号に該当する。 以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認

4 法第二十条第四号要件

(申請事業を早期に施行する必要性

に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。ずる等、準備を進めてきており、計画的に事業を遂行する必要があるため、早期者は、本事業の実施にあたり、関東農政局長から実施採択を受け、財政措置を講度から実施されてきたものであり、町村合併後も継続して実施されている。起業本事業は、旧白州町が策定した「第四次白州町総合計画」に基づき、平成元年

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

であると認められる。 処理対象人口についても基本設計を行い定めたものであり、いずれも必要な範囲本事業に係る起業地の範囲は、国が定めた設計指針に基づき積算されており、

. にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。 また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用

| 収用する公益上の必要性

ことから、法第二十条第四号に該当する。 以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められる

結論

5

判断することができる。 1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと

北杜市役所白州総合支所環境整備課五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

山梨県告示第六百二号

平成十八年十二月七日北支所において、この告示の日から平成十八年十二月二十八日まで一般の縦覧に供する。路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 山 本 栄

彦

道路の種類 県道

一路線 名 横手日野春停車場線

三 道路の区域

l 不	との北 土一杜 5地市	X
地先まで	ヿゕ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙ゕ゙゚゙゚゚゙゚゙゙゙゙゙ヿ	間
新	旧	の旧別新
∴ 0	五 <u>:</u> 八 · ○	(メートル)
0 • 1111	- - - 0	(メートル) 長

山梨県告示第六百三号

の縦覧に供する。(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十八年十二月二十八日まで一般路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成十八年十二月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

県道	種道類路の
左甲口府	路
口府 線 央 右	線
右	名
番の一一地先から中央市大字乙黒字下河原七六二	区間
一	(メートル) 延 長
十二月七日	期日開始の

山 梨 県 公 報 第千七百二十号 平成十八年十二月七日

土石流	入道沢 1	λ		急傾斜地の崩壊	高畑	
土石流	春日沢 2	春		急傾斜地の崩壊	上大幡	
土石流	春日沢 1	春		急傾斜地の崩壊	上道沢	
土石流	丹保沢 2 2			急傾斜地の崩壊	丹保	
土石流	丹保沢 2 1			急傾斜地の崩壊	上岩崎 2	
土石流	丹保沢	且		急傾斜地の崩壊	上岩崎 1	
土石流	丹保川	且		急傾斜地の崩壊	中津森の5	
土石流	岩崎沢	岩		急傾斜地の崩壊	下岩崎	
急傾斜地の崩壊	丹 保	耳		急傾斜地の崩壊	下大幡	
急傾斜地の崩壊	中津森	ф	2 図面省格 次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	中津森の4	都留市
急傾斜地の崩壊	上大幡	F	- 和 < > 1	現象の種類	区域の名称	; ;
急傾斜地の崩壊	入道沢	λ	土少災害警戒区域の表示	京因とはる自然 土砂災害の発生	土砂災害警戒	市 町 村 名
急傾斜地の崩壊	岩崎				域	土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊	下大幡	T	- 山 本 栄 彦	山梨県知事	二月七日	平成十八年十二月七日
急傾斜地の崩壊	大幡	*	に備え置いて縦覧に供する。その関係図面は、山梨県土木部砂	3支所を除く。) に供いおり指定する。 そ	防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	防課及び富士・東により土砂災害特
急傾斜地の崩壊	高畑の3		\mathcal{M}	6り土砂災害警戒区グ害り山対策の推進	「条第一項の規定によりる土砂ペ	第五十七号)第六十七号)第六十七号)第六十七号)第六十七号)第六十七号)第六十七号)第六十七号)第六十七号(100号)(1
急傾斜地の崩壊	高畑の23				四号	山梨県告示第六百四号
急傾斜地の崩壊	高畑の2 2	· - -			1 1 5 3	
急傾斜地の崩壊	高畑の 2 1		<u>#</u>	番也也もまで中央市大字乙黒字下河原官有無	一番也也もま	

梨
県
公
報
第
第千七百
占
二 十
十号
平成十八年
戍
人
年十
<u></u>
月七日
Ĭ

上大幡沢	唐沢 2	唐 沢 1	沼沢	宮地沢	宮地東沢	南川	入道沢 6	入道沢 5	入道沢 4	入道沢 3	入道沢 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

御座石川

土石流

船井沢

土石流

西ハツ沢

土石流

福源沢

土石流

高畑沢

土石流

上大幡沢2

土石流

本社川

土石流

1						_								
				都留市	市町村名	土砂災害特別警戒区域								
	中津森の5	下岩崎	下大幡	中津森の4	区域の名称出物災害特別警戒	警戒区域	赤井沢	上大幡西沢	丹沢川 3	丹沢川 2	丹沢川 1	豊川沢	岩崎東沢	岩崎沢 2
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	現象の種類原因となる自然		土石流流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
				(図面省格) 次の図のとおり	れる衝撃に関する事項建築物に作用すると想定さ示及び当該自然現象により土砂災害特別警戒区域の表									

八ツ沢

土石流

カニ川

土石流

岩崎沢

1

土石流

山 梨 県 公 報 第千七百二十号 平成十八年十二月七日

丹保沢2 1	丹保川	丹保	中津森	上大幡	入道沢	岩崎	下大幡	大幡	高畑の3	高畑の2	高畑 の 2 2	高畑の 2 1	高畑	上大幡	上道沢	丹保	上岩崎 2	上岩崎 1
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊									

船井沢	上大幡沢2	高畑沢	本社川	御座石川	上大幡沢	唐沢 2	唐沢 1	沼沢	宮地沢	宮地東沢	入道沢 6	入道沢 5	入道 沢 4	入道沢 3	入道沢 2	春日沢 2	春日沢 1	丹保沢2 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

成
十八
年十
一月

17

個人

七日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

大伊芦水廣中佐界久保藤澤上瀬田藤原 末義欽卓雅 山梨市牧丘町室伏三百九十七番地 北杜市須玉町若神子四千八百四十一 南都留郡道志村八千二百九番地 富士吉田市竜ク丘二丁目七番バラ

番地

北都留郡丹波山村四千九百四十五番地三 西八代郡市川三郷町大塚三千八百一番地

正義 久 甲州市塩山上萩原千四百八十一番地一 中央市成島千三百八十番地 韮崎市穴山町三千三百三十一番地

乙黒

泰 彦 甲州市大和町初鹿野千五百七十五番地 北杜市長坂町長坂上条二千四百九十二番地

北杜市明野町浅尾六百五十番地

芳 甲府市中村町九番三十一号 笛吹市石和町川中島千六百七番地四

和 隆

山梨市下石森千七十四番地 富士吉田市下吉田五千六百四十四番地

都留市大幡千七百九十番地一 甲府市東光寺二丁目二十八番十四号 甲斐市中下条千四百六十三番地

文 美 征 武 次 郎 男 一 國 甲府市富竹三丁目五番二十四号 甲州市塩山下於曽千五百十三番地

遠石井渡前窪石田髙草中稲矢田田末篠佐窪 盲

産

業

藤倉上邉島田部中松薙川垣﨑邊中木原藤田 敏定年規善廣元 福

笛吹市一宮町狐新居八百番地 甲府市寿町十六番一号 南巨摩郡身延町下部九百六十八番地

行紹雄矩 南都留郡西桂町小沼千三百一番地

大月市大月三丁目三番七号 富士吉田市竜ケ丘二丁目一番三号

南巨摩郡身延町身延三千六百四十八番地

当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 する同法第二十条第一項の規定により、 八条第一項の規定により都市計画を変更したので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十 次のとおり告示し、 同法第二十一条第二項において準用 同条第二項の規定により、

山梨県告示第六百五号

丹沢川

3

土石流

上大幡西沢

土石流

丹沢川

2

土石流

豊川沢

土石流

岩崎沢

1

土石流

岩崎東沢

土石流

西ハツ沢

土石流

平成十八年十二月七日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

甲府都市計画道路 都市計画の種類 (三・三・一号

都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分 和戸町竜王線)

=

Ξ 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

公

告

県政功績者

 \odot

者は、 山梨県表彰規則(昭和二十七年山梨県規則第十二号)に基づく平成十八年度県政功績 次のとおりである。

二丁目十三番二号丁目十六番二十三号二丁目十六番二十三号二十三号二十三号二十三号二十三十二号二十三十二十三十二十二十二十二十二十	 崎市富士見					団 体
十三番二号不断工号。	韮崎市富士見二丁目·					
眷四号 六番二十三号 四十番地一		健		袋	藥	
六番二十三号四十番地一	甲府市国母一丁目三	也	文	屋	古	
十六番九号 四十番地一	甲府市住吉三丁目十六番二十三号	子	公	沢	深	
四十番地一	甲府市丸の内二丁目・	雄	昭	田	上	
	甲府市酒折町千三百四十番地	紘		澤	芦	保健衛生
八百二十八番地十三	笛吹市御坂町成田千	字	貴美子	橋	土	
創八百七十七番地	南アルプス市芦安芦倉ハ	郎	百太郎	水	清	
市川大門四千百九十九番地二	西八代郡市川三郷町市	功		田	上	
十八番地の二	山梨市小原西七百二十八	夫	康	島	飯	社会福祉
十二百七十二番地	北杜市大泉町谷戸二千二	雄	武	戸	谷	
王子市西寺方町千一番地八十二	東京都八王子市西寺	仁		浦	Ξ	
二百四十九番地三	大月市猿橋町猿橋二	民	義	科	仁	
七番地	山梨市大野七百九十七番地	苗	早	澤	仲	
二番三十号	甲府市北新二丁目十二	稔		見澤	髙	
丁目十七番十一号	甲府市伊勢二丁目十·	洸		村	志	
十号	甲府市西田町二番二十号	正	勝	藤	齊	
八百四十七番地	北杜市長坂町白井沢八百四十七番地	武	壽	松	小	
二十二番地一	笛吹市御坂町栗合百二十二番地	枝子	美枯		岡	教育文化
凹番地	甲府市愛宕町百六十四番地	男	Ξ		原	科学技術
,明見二百七十四番地	富士吉田市大明見二	光	髙	下	宮	
百四十四番地一	南都留郡鳴沢村千六百四	次	忠	林	小	
七百八十一番地一	笛吹市八代町永井千七百八	雄	康	藤	齊	
番八号	甲府市塩部三丁目四番八	文	義	松	小	
番地 一	甲府市向町三百八十番地	子	幸	林	小	
六十八番地	笛吹市一宮町市之蔵六	圎		内	堀	

毒物劇物取扱者試験の実施

環

境

富士の緑を育て

富士吉田市下吉田千二百八十四番地

る会

毒物及び劇物取締法 (昭和二十五年法律第三百三号) 第八条第一項第三号の規定によ 毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成十八年十二月七日

山梨県知事 Щ

本

栄

彦

試験日

平成十九年二月十七日(土)

試験場所

甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス

Ξ 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験

農業用品目毒物劇物取扱者試験

2

特定品目毒物劇物取扱者試験

兀 受験資格

学歴、年齢及び性別を問わない。

五 試験の方法及び科目

筆記試験

基礎化学 毒物及び劇物に関する法規

毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

六

受験手続

提出書類

受験願書

住民票抄本(本籍が記載されたものに限る。)

横四・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写 写真 (出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦六センチメートル、

2 受験手数料

真欄にはり付けること。)

消印しないこと。) 一万五百円(受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、

受験願書の受付期間及び提出先 受験手数料は、出願を取り消し、 又は受験しなかった場合でも還付しない。

七 1 受付期間

条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正 平成十九年一月十五日 (月) から同月十九日 (金) までの山梨県の休日を定める

午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、一月十 九日(金)までの消印のあるものは有効とする。

2

提出先

出すること。ただし、県外居住者にあっては、山梨県福祉保健部衛生薬務課 (山梨 県甲府市丸の内一丁目六番一号)に提出すること。 住所地を所管する各保健福祉事務所 (保健所 (支所を含む。以下同じ。)) に提

八 試験結果の発表等

ジに掲示する。また、合格者には合格証書を交付する。 (保健所)の掲示板に掲示するとともに、山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームペー 平成十九年三月九日 (金) に合格者の受験番号を県庁南側及び各保健福祉事務所

九 その他

に問い合わせること。 詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課 (電話○五五 二三三 一四九一)

者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項に基づき、 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 次の

平成十八年十二月七日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

社協議会 留吹市社会福 社会福祉法人	祉協議会 笛吹市社会福 社会福祉法人	ウス 山梨ライトハ 社会福祉法人	名称
事業所協議会訪問介護	事業所協議会訪問介護	ション青い鳥	事業所の名称
八三九番地一	八三九番地一	目五番一〇号甲府市下飯田一丁	事業所の所在地
行動援護	度訪問介護・重	行動援護	サービス内容 主たる対象者
害者・精神障	害者 児童・精神障 知的障害者・ 身体障害者・	害者 児童・精神障 知的障害者・	主たる対象者

ィカル 株式会社ケイ ・ティ・メデ 訪問介護ふじ 番地三 湖町船津一五一三 南都留郡富士河口 度訪問介護 |居宅介護・重|身体障害者

障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定

者を指定相談支援事業者として指定した。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第一項に基づき、次の

平成十八年十二月七日

山梨県知事 Щ 本

栄

彦

害者の場合を表する。まます。ままず、おりでは、おりでは、おりでは、おりでは、おりでは、おりでは、おりでは、おりでは	相談支援	田一六〇七番地三 大月市七保町下和	どりーむ宝	会 山梨福祉事業 社会福祉法人
主たる対象	サービス内容 主たる対象者	事業所の所在地	事業所の名称	名

• 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

次の指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があっ 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、

た。 平成十八年十二月七日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

市社会福祉協議会社会福祉法人笛吹	市社会福祉協議会	市社会福祉協議会	名称
事業所石和支所留吹市指定訪問介護	事業所春日居支所笛吹市指定訪問介護	事業所春日居支所笛吹市指定訪問介護	事業所の名称
七五一番地留吹市石和町小石和	七七番地一	七七番地一	事業所の所在地
問介護・重度訪	行動援護	問介護・重度訪	サービスの種類

| 市社 |
|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 社会福祉: | 社会福祉: | 社会福祉: | 社会福祉: | 社会福祉: | 社会福祉: | 社会福祉 |
| 市社会福祉協議会社会福祉法人笛吹 |
事業所境川支所笛吹市指定訪問介護	事業所境川支所留吹市指定訪問介護	事業所八代支所笛吹市指定訪問	事業所八代支所笛吹市指定訪問	事業所御坂支所笛吹市指定訪問	事業所御坂支所笛吹市指定訪問	事業所石和支所留吹市指定訪問介護
川支訪問	川 定 訪 問	代定訪問	代定訪問	坂定訪問	坂定訪問	和定数
介護						
五笛吹	五笛八八	六 番 水 市	六 番 地 市	七 番 地 市	七番 番 市	七笛五吹
五八八番地笛吹市境川町藤垈二	五八八番地笛吹市境川町藤垈三	六番地一	一八代	御坂	七番地笛吹市御坂町栗合八	七五一番地田小石和田小石和
町 藤 垈	町 藤 垈	町南三	一八代町南三	御坂町栗合八	町 栗 合	町 小 石
行 動 援 護	問名言言	行 動 援 護	問官官	行 動 援 護	問居完介護護	行 動 援 護
	· 重 度 訪		· 重 度 訪		· 重 度 訪	

峡西都市計画の変更案の縦覧

の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。 次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画 変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、都市計画を 平成十八年十二月七日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

都市計画の種類

峡西都市計画公園

(五・五・二号 櫛形総合公園)

都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

縦覧場所

甲府市貢川二丁目一番八号 甲府市丸の内一丁目六番一号 中北建設事務所都市整備課 山梨県土木部都市計画課

南アルプス市小笠原三百七十六番地(南アルプス市建設部都市整備課

兀 縦覧期間

平成十八年十二月八日から同月二十一日まで

平成十八年二級建築士試験の合格者

一級建築士試験の合格者は、次のとおりである。 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第十三条の規定により実施した平成十八年

平成十八年十二月七日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

<u>_</u> .	_ H	<u>_</u> H	<u>_</u> H	<u>_</u> H	<u>_</u> H	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u> H	<u>_</u> H	<u>_</u> H	<u>_</u> H	<u>_</u>	<u>_</u> H	<u>_</u> H	<u>_</u> H	<u>_</u> H	<u>_</u> H	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u> H	<u>–</u> H	受
<u>六</u>	一〇六〇〇L	一〇五四四L	_ ○五 三 R	一〇四七一R	一〇四三八K	一〇回〇〇P	一〇三八八Y	一〇三七二P	一〇三二九N	O O P	N OIIO	_ 〇 二 八 八 P	一〇二八四K	- OI七 M	一〇二五七L	一〇一八九N	〇 七三L	- O - 四六M	_ 〇 二 八 R	一 〇 一 五 Y	一〇〇八五P	験 番号
加	蔵	牧	依	駒	渡	滝	望	清	武	横	古	古	松	佐	清	中	名	±	樋	輿	竹之	氏
藤	田	田	田	田	邊		月	水	井	Щ	谷	屋	野	野	水	澤	取	屋	泉	水	内	
美	岳	佳	満	雄	健太	昌				潤	孝	幸	亙	寿	正	雅	千		紀		さや	名
佳	志	子	希	飛	郎	利	瞬	令	敦	_	市	仁	吾	久	人	人	奈	伸	彦	望	か	"
<u>_</u> .	_ H	<u>_</u> H	<u>_</u> H	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u> H	受
_ :	_	=	<u>_</u>	=	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	験
Ŏ,	0	00	00	0	=	=	Ξ	Ξ	_	=	_	0	Ó	$\overline{\circ}$	$\overline{\circ}$	九	九	\ \	\ \	Ý	X	番
$\overline{\mathcal{N}}$	七三	七二:	五九	五八	三九	\equiv	七七	五	七	几	Ξ	Ō	六九.	六	<u> </u>	五	Ξ	<u>\</u>	<u></u>	六九	五	号
M	N	M	N	М	N	L	R	N	N	M	Υ	R	L	K	Υ	Р	R	N	М	Р	М	
宮	小	野牛	宮	土	塩	小山	小	宮	Щ	赤	渡	浅	古	或	久保	笹	小	杉	渡	須	永	氏
下	林		下	屋	野		池	澤	本	池	辺]	谷	井	田	本	幡	浦	邉	田	井	
利		裕	勝	陽	瑛	徳	真	奈油	大	夏	英	哲	竜	元	磨	啓				千		47
之	誠	樹	正	介	己	彦	郷	洋子	介	樹	智	也	彦	宏	子	太	潤	力	守	紘	綾	名

<u>_</u> H	<u>–</u> H	<u>–</u> H	<u>–</u> H	<u>–</u> H	<u>–</u> H	<u>–</u> H	<u>–</u> H	<u>_</u> H
- O八 : N	一〇七九九P	一〇七八六R	I OTTON	一〇七五六N	一〇七四三P	一〇六八四L	一〇六七〇L	一〇六五五K
Щ	田	田	嶋	鈴	Щ	里	中	Щ
本	邉	邉	津	木	中	吉	込	下
		ませ	隼	佐江美	紀	洋	亜	由
郁	稔	み	人	美	人	忠	字	衣
<u>_</u>	<u>_</u>	<u></u>	<u>_</u>	<u>–</u> H	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>-</u>	_ H
		H 四 四				<u>_</u>	HO _ 八五N	H
		 		二〇三八四Y	_ - 		<u>-</u>	五 N
O五 _ 四 N	二〇四二七K	 	_ 	二〇三八四Y	_ 〇 三 四 Y	二〇二二八月志	_O _ 八五 N	五 N
二〇五一四2 飯塚	二〇四二七K 古 田	二〇四一四上 西 川	二〇四一三K 鈴 木	二〇三八四Y 木 戸		二〇三八P 志 村		五N 藤
二〇五一四2 飯塚	二〇四二七K 古 田	二〇四一四L 西	二〇四一三K 鈴 木	二〇三八四Y 木 戸		二〇三八P 志 村		五N 藤原

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十八年十二月七日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 公共施設の種類、位置及び区域 町西条字北河原三四三〇の一、三四三〇の二、三四三〇の三及び三四三〇の四の区域 中巨摩郡昭和町西条字中河原三四二三の一、三四二三の二、三四二三の三並びに同

水	公共施設
路	設の種類
次の図のとおり	
	位
	置
	及
	び
	X
	域

に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条二千五百八十三番地 角野登久子

• 開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十八年十二月七日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

街区一三画地、五街区一四画地及び新西原五丁目五五九七の四の一部及び五五九七の 富士吉田市新西原四丁目一五二四、一五四八、一五四九の一、五街区一二画地、 五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 五の一部の区域

富士吉田市上吉田二丁目五番一号 富士急行株式会社 取締役社長 堀内光一郎

監 查 委 員

山梨県監査委員告示第十一号

査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、 監

平成十八年十二月七日

山梨県監査委員

同

勝

早

Ш

正 良

秋 三

監査の対象 「県立高等学校における保有個人情報の管理状況について」

0 監査の実施期間 平成17年11月1日から平成18年2月28日までの間に監 査を実施した。

ω 監査対象期間 平成17年11月15日を基準日とした。

監査対象所属 教育委員会事務局(総務課、高校教育課、スポーツ健康課) 県立高等学校 (33校) 計36所属

4

ഗ 監査の結果に基づき講じた措置

3月22日制定・平成18年4月1日	個人情報の安全確保の措置を講ずるこ
保護に係る事務取扱要綱(平成18年	の全面改正に伴い、実施機関は、保有
① 「教育委員会が保有する個人情報の	① 平成17年4月の個人情報保護条例
講じた措置	指摘事項

教職員を対して、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、	金、保有値と。	③ 各学校握し、オ報取扱そ	② 学校で る管理 報の取得 について 応等を規	とが義務付け 委員会が保有・ る事務取扱要終 職員への周知。
教職員に対し、個人情報の適正な取扱に関して周知徹底を図るとともに、 扱に関して周知徹底を図るとともに、 研修の機会を設け、充実させること。	保有個人情報は、適切に管理するこ	・各学校において個人情報を適切に把握し、未登録事務については、個人情報取扱登録簿を作成し登録すること。)学校で保有している個人情報にかかる管理規程を整備すること。(個人情報の取得についての同意、第三者提供についての制限、情報漏洩防止への対応等を規定すること。)	とが義務付けられたことによる「教育委員会が保有する個人情報の保護に係委員会が保有する個人情報の保護に係る事務取扱要綱」の制定及び各所属・職員への周知。
収 ⑤ 教職員に対する研修、指導については、文書等の資料を配付しながら、定期的に研修を行うよう各学校単位で取り組む。各県立学校の取組状況については、校長会、教頭会を通じて定期的に確認することとし、指導主事の学校訪問の際には、研修を含め具体的に指導を行うものとする。	② 全ての県立学校に、個人情報が大量に記録されているパソコンに設置するセキュリティキットを配布(5~10/校)し、盗難等の防止策を講じた。	巴 ③ 県立学校が保有個人情報について、 青 学校共通事務として個人情報取扱登録 簿が作成されていなかったものについ ては、その事務を整理し、個人情報取 扱登録簿を作成した。	② 「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するため 情報の適正な取り扱いを確保するため 、の措置について」を各県立学校長あて に通知し、個人情報の取り扱いについ てのガイドラインを示した。	新 施行)」を定め、教育庁、各教育機関

山梨
県公報
第千七百二十号
二十号
平成十八
平成十八年十二月七日
百
八七六
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\